平成２４年（再）第３号
愛媛県四国中央市土居町中村620番地１
再生債務者　株式会社室本興産愛媛（開始時の商号株式会社オーブン愛媛）
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済み株式の全てである、200株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　1000万円の全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　１株につき１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定の確定日の翌日から１か月間
８　増加する資本金の額　１円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成25年２月８日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第４号
埼玉県越谷市大字南荻島832番地
再生債務者　株式会社大文越谷
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済み株式の全てである、1000株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　1000万円の全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　１株につき１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定の確定日の翌日から１か月間
８　増加する資本金の額　１円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成25年２月８日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生計画認可

平成２３年（再）第５号
北海道日高郡新ひだか町静内神森265番地８
再生債務者　有限会社日高ポークめぐみファーム
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月７日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年２月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再）第６号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町１丁目３番５号
再生債務者　有限会社日高ポークかとうファーム
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月７日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年２月８日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成２０年（再）第４号
山形県北村山郡大石田町桂木町３番地５
再生債務者　有限会社斎藤工務所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月７日　　山形地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第５２号
大阪府堺市南区高尾２丁445番地３、開始決定時の本店所在地大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３丁224番地
再生債務者　日の本土木株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市中央区北浜３丁目６番13号　日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士　阪口　彰洋
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成25年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第５号
埼玉県鶴ヶ島市柳戸町３番地27
再生債務者　高原　伸介
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月14日から平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第６号
埼玉県比企郡川島町大字中山1162番地３　レオネクストメルベーユ川島106
再生債務者　河内　克巳
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月14日から平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第３号
神奈川県平塚市徳延17番地の１　アイビープラザＣ―201号
再生債務者　齋藤　浩二
１　決定年月日時　平成25年２月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月15日から平成25年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第４号
北海道帯広市西11条北６丁目10番地４　ポールスターパレスⅡ・３―Ａ
再生債務者　林　　正紀
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月15日から平成25年３月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２４年（再イ）第３１２号
福岡市西区石丸３丁目７番26号
再生債務者　伍藤　聡之
１　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月11日から平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１４号
福岡市城南区別府５丁目３番20―203号
再生債務者　矢船　剛史
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月11日から平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３４９号
札幌市東区中沼西１条１丁目５番25号
再生債務者　佐藤　公彦
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月５日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月19日から平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部